



平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。

お知らせ版

大和郡山市 広報

つながり

7/15

2018

平成 30 年 7 月 15 日号 No.1167

編集・発行 大和郡山市 総務部 企画政策課

大和郡山市役所 〒 639-1198 北郡山町 248-4

☎ 53-1151 (代) FAX 53-1049 (代)

<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>

店舗・事務所等のごみは事業系ごみです

店舗・会社・工場・事務所・病院などの営利を目的とするものだけでなく、公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動から出されるすべてのごみは事業系ごみです。事業系ごみは、家庭ごみ集積場には排出できませんので、市では収集しません。

○事業者の責務

事業活動から出るごみは、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。

○事業から出るごみの適正な処理

事業者自ら清掃センターに搬入するか、市が許可している業者に収集・運搬を依頼するなど、適正処理をしてください。

○事業から出る燃えるごみを直接持ち込む場合は、処理手数料が必要となります

処理手数料＝10kgにつき133円(10kg未満は10kgとみなします。)

※市が許可している業者に収集・運搬を依頼する場合、別途収集・運搬料がかかります。

① 許可業者に依頼する場合



② 自己搬入する場合



○事業者自ら清掃センターに搬入する場合

受付時間＝月曜～金曜(平日のみ) 11時～12時、13時～16時
※搬入時に大和郡山市内の事業所から排出したごみであるかを確認しますので、公的証明書(事業所名と所在地が記載されている書類)を提示してください。

問合せ＝清掃センター (☎ 53-3463・FAX 55-3570)

こちらにも
注意!

草木の刈込みごみ等の処分について

自宅等で庭の除草や木を剪定して出たごみは、燃えるごみとして出せません。直接、清掃センターに持ち込むか、春と秋に1回ずつ自治会単位で実施する草木ごみの収集日に出してください。

問合せ＝清掃センター (☎ 53-3463)

下水道を適切に 利用しましょう!

下水道管の詰まりや悪臭の原因となります。下水道へは、次のものを流さないよう正しく使いましょう。

○ガソリン、石油、アルコール类等揮発性の高い危険物

販売店で引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼してください。

○食用油や野菜くず

燃えるゴミとして出してください。食用油は古紙などにしみこませてビニール袋に入れて出してください。

○トイレットペーパー以外のティッシュやタオル、生理用品、紙おむつなど

燃えるゴミとして出してください。

問合せ＝下水道推進課 (☎ 58-5600)

資源集団回収活動の新規団体の 登録を受け付けます

対象団体＝下記①～③のすべてにあてはまる団体

①市内で、一定の地域住民(おおむね20世帯以上)で構成された団体であること

②営利を目的としない団体であること

③年間活動計画(原則として、月1回以上)を有し、継続した回収活動を行う団体であること

対象資源＝ダンボール、古新聞、古雑誌、古布、牛乳パック

報償金＝回収業者に引き渡した資源1kgにつき2円

※新規登録団体の報償金は、9月1日以後の活動分から適用します。登録済みの団体の手続きは不要です。

申込・問合せ＝7月17日(火)～8月17日(金)に、清掃センター(☎ 53-3463)へ

リニア新駅は、ど真ん中駅、大和郡山へ。

奈良県・紀伊半島の隅々へ、そして一瞬に未来へ。

